

様式第3号（第9条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：企画部SDGs移住定住推進課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-10	広域的地域活性化のための 基盤整備に関する法律	第28条 第1項	特定居住支援法人の指定
審査基準の内容 （支援法人の指定） 第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第28条第1項の規定により当該申請者を支援法人として指定することができる。 (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であること。 (2) 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者でないこと。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。 (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 ア 未成年者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者 オ 暴力団員等 (5) 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第29条各号に規定する業務として適切なものであること。 (6) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。 (7) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。			

[参考]

(特定居住支援法人の指定)

第28条 市町村長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定居住支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

設定年月日

令和8年1月30日

最終更新日